

Client Alert

2024 年 12 月号 (Vol.132)

1. はじめに
2. 知的財産法：政府がデータ利活用制度に関する包括的な検討を行う検討会を立ち上げ
3. 競争法／独禁法：公取委、金型等の無償保管に対して下請法に基づく 7 件目の勧告
4. エネルギー・インフラ：洋上風力発電に係る投資の確実性向上のための議論の動向
5. 労働法：スタートアップ企業や研究開発者に関する通達について
6. 会社法：ISS、2025 年の議決権行使助言方針に関するベンチマークポリシーの改定案に対するコメント募集を実施
7. 危機管理・コンプライアンス：EU、強制労働製品の EU 域内流通と域外輸出を禁止する規則案を採択
8. 一般民事・債権管理：企業価値担保権に対する企業の意識調査
9. M&A：金融庁、株式報酬としての株式発行等の決定に関するインサイダー取引規制の軽微基準案についてパブコメを公表
10. キャピタル・マーケット：株式報酬・特定投資家私募・少額募集の開示等に係る金商法施行令等改正案の公表
11. 税務：2024 年 3 月 31 日以前に契約締結した税制適格 SO について、令和 6 年度税制改正 SO 税制のメリット受けるためには 2024 年 12 月 31 日までに契約変更が必要
12. 国際訴訟・仲裁：債権者による倒産手続開始申立と仲裁条項の関係に関する近時の英国裁判例
13. 国際通商／経済安全保障：CFIUS の執行権限・民事罰等を定めた規則の最終化（米国）
14. 米国：懸念国に対する大規模なセンシティブな個人データ等の移転を規制する規則案の公表
15. 中国・アジア（中国）：ネットワークデータ安全管理条例
16. 新興国（ブラジル）：ブラジル連邦最高裁判所の X 社に対するサービス停止措置等

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024 年 12 月号 (Vol.132) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

Client Alert

2. 知的財産法：政府がデータ利活用制度に関する包括的な検討を行う検討会を立ち上げ

2024年11月12日、内閣官房第8回デジタル行財政改革会議の資料として、デジタル行財政改革担当の平将明大臣名義の「デジタル行財政改革の今後の取組方針について」が公表されました。

同資料の19頁では、デジタル行財政改革の下で、2024年内に検討会を立ち上げ、検討を行い、2025年夏を目途に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定するとされています。また、このような取組をする理由については、データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、EU等において、個人情報保護法制と統合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展している一方、日本では、包括的な検討はなされていないという課題があるためであると説明されています。

同資料の17頁では、EUと日本のデータ関係の法制度の整備が比較されています。データ「保護」の法的強化に関する規制として、EUではGDPRが存在し、日本には個人情報保護法が存在していますが、データ「利活用」の法的強化（①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用）等でのルール整備）について、EUには、以下のような制度がある一方で、日本では、次世代医療基盤法・銀行法等の一部の対応にとどまるとされています。

- ・ データガバナンス法（2021）：オープンデータ以外の政府のデータ共有促進
- ・ データ法（2023）：民間の非個人データ（IoT等）の共有促進
- ・ データスペース構想（2020）：国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の分野を指定
- ・ EHDS法（医療・2024）：ヘルスデータ基盤の構築、ヘルスデータ（仮名化・匿名化済）の第三者提供に同意不要、医療機関からのデータ提出義務
- ・ PSD3（金融決済・検討中）：金融データアクセスの枠組と連携した PSD2（2015）の改正

日本にEUの制度をそのまま導入することが必ずしも、データ利活用の促進のための解決策になる訳ではないと考えられますが、検討が先行しているEUの制度をベンチマークとして、日本におけるあるべき制度の方向性を検討することは必要であると考えられます。日本における今後のデータ利活用に関する制度設計の方向性を知る上で、検討会における検討内容や2025年夏に公表予定の方針の内容は注目されます。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

Client Alert

3. 競争法／独禁法：公取委、金型等の無償保管に対して下請法に基づく7件目の勧告

公取委は、2024年11月21日、自社が販売する製品の製造を委託していた下請事業者5社に対し、その製造のために貸与していた合計178個の金型、木型及び治工具（「金型等」）について、次回以降の発注の有無や具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、少なくとも約1年4ヶ月の間、当該下請事業者に引き続き無償保管させていたとして、下請法4条2項3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に該当すると認定し、同法に基づく勧告を行った旨を公表しました。

下請法上、親事業者が下請事業者に金型等を用いた製品の製造を委託する取引において、大量発注時期の終了後等発注が長期間行われないにもかかわらず、その金型を下請事業者に無償で保管させることや、金型の保管のために要する費用や不要となった金型の廃棄費用を下請事業者に負担させることは、下請事業者に対する不当な経済上の利益の提供要請に該当し、同法違反となる可能性があります。もっとも、下請取引における金型等の無償保管が明示的に問題視されるようになったのは、比較的最近のことです。公取委が下請法ガイドラインを改正し、型の無償保管要請等を違反事例に加える形で明記したのは2016年12月でしたが¹、これを公取委が具体的な違反事例として勧告の対象とし、公表するようになったのは、2023年3月になってからのことです²。2023年3月以降、金型等の無償保管要請について公取委が勧告を行ったのは今回で7件目となります。このような比較的短期間のうちに金型等の無償保管についての勧告事例が相次いでいるのは、近時、公取委が定期調査等において型取引を明示的に調査していることに加え、従前の勧告事例は総額1千万円を超える規模の不当減額等を主な対象としていたのに対し、金型等の無償保管については保管費用に相当する額の総額が数百万円規模であっても勧告の対象とする等、公取委が厳格な執行姿勢をとっていることによります。

金型等の無償保管に対する公取委の執行実務はいまだ確立されているとはいえ、公取委の執行には様々な実務上の論点・問題があるように思われるものの、従来の取引慣行に従って下請事業者に金型等を保管させている親事業者は、その多くが違反状態にあると判断される可能性がある点に注意が必要です。公取委は、今回の事例で初めて、金型等の無償保管期間（1年4ヶ月超）を明らかにしていますが、継続的な発注が想定される製品の製造委託取引において、最終発注からどの程度の期間保管が継続した場合に問題となるのか、いかなる場合に「次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができない」と認定されるのか、という点について、公取委は具体的な考え方を明らかにしていません。この点、公取委は、金型等については発注の都度親事業者が引き取るべきという考えの下、発注が継続する場合に下請事業者に保管させることは許容するものの、最終発注後は速やかに引き取らなければ問題視する可能性があります。金型等を下請事業者に保管させている親事業者は、下請事業者に対して

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230316_kyusyushitauke.html

Client Alert

金型等の保管条件を具体的に示す（3条書面に明記する）ことに加え、最終発注から次の発注までに一定期間空いてしまっている場合には、金型等の引き取りや保管料の支払いを実施する必要があります。従前の取引実務を見直す必要がある親事業者は多いと思われるところ、公取委は金型等の取引について引き続き重点的かつ厳格な執行姿勢を継続するものと見込まれるため、注意が必要です。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：洋上風力発電に係る投資の確実性向上のための議論の動向

2024年11月21日に開催された洋上風力促進ワーキンググループ及び洋上風力促進小委員会の第30回合同会議（「本合同会議」）³にて、インフレ・為替・金利水準等の経済情勢、サプライチェーンの逼迫等、洋上風力発電を巡る事業環境の変化を踏まえつつ、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度の在り方についての議論が引き続きなされるとともに、これまでの議論を踏まえた「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂案（「運用指針案」）⁴が公表されました。今回は、本合同会議での議論の概要につき、運用指針案にも触れつつ、ご紹介します。

(1) 迅速性とスケジュールの確実性を両立させるための制度の在り方

① 運転開始時期の評価方法の変更

事業計画の迅速性について、現行制度では、「促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮した段階評価」とされていますが、港湾の利用期間に依存しない各海域統一の考え方を設定する方向が示され、運用指針案では「選定事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう考慮した段階評価」⁵によるものとされています。

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/030.html

⁴ 運用指針案については、2024年11月29日より、パブリックコメント（意見募集期間は、2024年12月30日まで）が開始されています（https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PC_MMSTDETAIL&id=620124047&Mode=0）。

⁵ 本合同会議においては、5年6ヶ月を満点（20点）とし、その後は半年毎に2点減点する方向で検討されています。

Client Alert

② リスクシナリオへの対策の重点評価

サプライチェーンの逼迫やインフレ等の影響により、世界的に洋上風力事業に対する不確実性が高まっていることを受け、従来の「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクへの対応策等」を評価する方法に加え、公募占用指針で事業実施にクリティカルに影響するリスクシナリオ⁶を示した上で、これに対する効果的な対策を特に高く評価する形に変更されています。

③ 保証金制度の見直し

現状の制度では、不当な入札防止のための第1次保証金に加え、確実な事業実施のための第2次保証金・第3次保証金が設定され、運転開始遅延（評価点が下がる場合）の場合には、全額没収となる仕組みとなっていますが、確実な事業実施の担保のために第2次保証金・第3次保証金の金額が増額されるとともに、迅速性評価の点数が下がる半年の遅延毎に順次保証金が没収（2年以上の遅延で全額没収）される仕組みが検討されています。

④ ゼロプレミアム水準に対する考え方

ゼロプレミアム水準で選定された事業者は、FIP制度によるプレミアム収入は生じず、オフテイカーとの相対契約等による売電収入のみとなるため、相対契約に物価変動リスクに関する計算式を織り込んだ契約をより高く評価すべく、公募占用指針の「資金・収支計画のリスクシナリオ」において、「インフレ等による調達コスト水準の上昇等をオフテイカーからの売電収入で補填できないリスク」を追記する方向で検討されています。また、ゼロプレミアム水準の案件については、balancing cost相当分のFIP交付金を受領しないことを条件として容量市場への参加を認めることにつき、今後、関係審議会で議論していくこととされています。

(2) 価格調整スキームについて

大規模な洋上風力発電事業では、資材価格等の変動が事業撤退リスクに直結し得ることを踏まえ、建設期間における資材価格等の変動⁷を基準価格に連動させる形で、「落札後1度のみ調整する方式（1回調整方式）」の導入と、具体的に考慮すべき物価指数や基準価格に対する連動割合⁸や、調整のタイミング⁹、物価変動率の上下限¹⁰

⁶ 本合同会議においては、(i)資金・収支計画に関するもの（インフレによるコスト高、人件費の高騰等）、(ii)運転開始までの事業計画に関するもの（調達・建設等の遅延）、(iii)サプライチェーンの強靱性等に関するもの（人員不足・部品の調達不良によるコスト増）が掲げられており、運用指針案ではこれらの項目についての配点の見直しも行われています。

⁷ インフレの場合のみならず、デフレの場合も含まれます。

⁸ NEDO 着床式洋上風力発電コストモデルにおける試算を参考に、基準価格のうち70%を物価指数と連動させることが提案されています。

⁹ 見積り時点（公募参加時点）では洋上風力発電設備の費用が確定していない一方、洋上工事開始前に主な調達・施工に関する契約が締結される時点でおおむね費用が確定することを踏まえ、①公募開始直前1年間の物価指数と、②工事計画届で予定日から直前1年間における物価指数の加重平均を用いて、基準価格に連動させる物価変動率を設定する案が示されています。

¹⁰ いずれも調達価格等算定委員会での議論に委ねる案が示されています。

Client Alert

につき、検討がなされています。

(3) 事業計画の柔軟性に関する考え方

風車の主要製品等の価格上昇がプロジェクトの事業性に影響を与えている一方、主要製品に係る計画変更はサプライチェーンも連動して影響を及ぼすことを踏まえ、一定の要件¹¹を充足する場合に限り、風車メーカー等の変更に係る公募占用計画の変更を認める¹²とともに、かかる場合における保証金の没収要件（没収免除の要件）についての考え方が示されています¹³。

(4) 価格評価点の在り方

現行制度の下では、最低供給価格と次点の提案者の価格の「金額差」が同じでも、最低供給価格が低くなるほど「価格評価点差」が大きくなる特徴があり、1事業者でもゼロプレミアム水準で入札すると、他の事業者もこれに追随しない限り、事業実現性評価では挽回不可能な価格評価点差が生じてしまう仕組みとなっている、との指摘がなされていました。そこで、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、現行のゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえて価格評価点の在り方を見直すこととされています。具体的には、プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準として「準プレミアム水準」¹⁴が設定され、ゼロプレミアム水準と準ゼロプレミアム水準の価格評価点差が、事業実現性評価の点数次第で逆転可能な水準に設定される¹⁵方針が示されています。

(5) セントラル方式によるサイト調査の基本化について

セントラル方式の一環として、2023年度からJOGMECがサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施することで、公募に参加しようとするすべての事業者に対し、等しく風況や海底地盤等の情報を提供することが可能になるため、今後は、JOGMECによるサイト調査の実施及びその情報提供を基本とするよう検討がなされております。

¹¹ ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じる等、事業継続が困難な状況であること、②その上で、相手側との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合等、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること、といった要件案が示されています。

¹² 他方、風車メーカー等の変更は、迅速性の評価点の低下につながり得ることから、変更申請を行う事業者に対しては、下がった評価点を上げるための追加的な取組を求めていく方針が示されています。

¹³ 併せて、国内サプライチェーンの強靱化の評価点が高くなるような計画変更を奨励すべく、考え方を整理する方針が示されています。

¹⁴ 過去3年間の風力発電プロファイル市場価格の平均値14.94円/kWhを基に、国民負担を抑えるために14円/kWhとすることが検討されています。準ゼロプレミアム水準を含む価格評価点の在り方については、ラウンドの状況等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行うとされています。

¹⁵ 例えば、第2ラウンドの例では、ゼロプレミアム水準の120点満点に対し、準ゼロプレミアム水準の場合は104点とするような案が示されています。

Client Alert

なお、今般の制度見直しについては、第4ラウンド以降の応札・落札事業者には、一律に適用するものとされています。他方、第1～第3ラウンドの事業者については、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直しを受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用するものとされています¹⁶。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
☎ 03-5220-1858
✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
☎ 03-6212-8364
✉ jun.akimoto@mhm-global.com

5. 労働法：スタートアップ企業や研究開発者に関する通達について

2024年9月30日、厚生労働省は、スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈についての通達（「本通達」）を出しました。本通達においては、スタートアップ企業で働く者の労働者・管理監督者等該当性の基本的考え方について、新技術・新商品の研究開発に従事する労働者に関する時間外労働上の上限規制の例外及び専門業務型裁量労働制の適用に関する判断の考え方について明示されました。

まず、スタートアップ企業で働く者の労働者性については、契約の形式や名称にかかわらず、使用従属性の有無等によって判断されることを前提に、形式的に役員であっても労働者性が肯定される可能性があることが示されています。もっとも、①業務遂行上の指揮監督・指示系統に属していない、②創業時のメンバー等で、明確な役割分担もなく、創業者と一体となって事業の立ち上げの主戦力として経営に参画する等の実態がある場合には、使用従属性が認められず、労働者性が認められないこととされています。

また、スタートアップ企業で働く者の管理監督者等該当性についても、実態に即した総合的な判断がなされることを前提に、①取締役等役員を兼務する者、②部長等で経営者に直属する組織の長、③①及び②と当該企業内において同格以上に位置付けられている者であって、経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当するもので、一般労働者に比して優遇措置が講じられている者が、一般的には管理監督者に含まれることが示されています。

¹⁶ 適用を受け入れる選定事業者は、公募専用指針の変更を行い、計画変更申請を行う必要があります。かかる変更申請の妥当性判断は、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取するとされています。なお、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格／調達価格に反映するものとされています。

Client Alert

さらに、新技術・新商品の研究開発に従事する労働者について、時間外労働上の上限規制の例外及び専門業務型裁量労働制の適用にあたり、「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」、「新商品又は新技術の研究開発の業務」の該当性が問題となること、**「必ずしも本邦初といったものである必要はないが、当該企業において新規のものでなければならず、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などはここに含まれない。」**こととされています。

今後は、本通達に基づく判断がなされることとなりますので、企業においても本通達に明記されている基準に基づく検討をすることが必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：ISS、2025年の議決権行使助言方針に関するベンチマークポリシーの改定案に対するコメント募集を実施

2024年11月29日、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（「ISS」）は、議決権行使助言方針に関する改定案に対するコメント募集を実施しました。

日本を対象とした今回のポリシー改定では、独立性基準に新たに在任期間に関する条件が導入される予定です。具体的には、社外取締役や社外監査役の会社からの独立性の判断基準において、在任期間が12年以上である場合には、独立性なしと判断されることとなります。併せて、在任期間の判断に際しては、取締役を選任される直前まで監査役として在籍していた場合、監査役としての在任期間を合算して在任期間を計算する旨も明らかとされました。これは、2015年のコーポレートガバナンス・コードの導入以来、取締役会における社外取締役比率は改善しているものの、社外取締役の増加に伴い在任期間が長期にわたる取締役も増え、その独立性に対する懸念が高まっていることを踏まえたものです。但しISSでは、日本においては社外取締役を増やすことが重要との考えから、独立性がないと判断された社外取締役に対しても一律に反対は推奨しておらず、監査に関与する社外取締役の独立性に懸念がある場合に限って反対を推奨しています¹⁷。

¹⁷ そのため、監査役設置会社の社外取締役や監査等委員会設置会社の監査等委員ではない社外取締役は独立性に懸念があったとしても反対推奨の対象とはされていません。

Client Alert

多くの機関投資家は既に長期にわたって在任する社外役員について独立性を認めない旨の議決権行使基準を設けていますが、今回の改定も受けてさらに同様の在任基準を設ける機関投資家が増える可能性があります。

さらに、ISSは、親会社や支配株主を持つ会社で、株主総会後の取締役会に占める独立社外取締役の人数が2名未満又は3分の1未満の場合、経営トップである取締役の選任に反対を推奨しているところ、ここでいう独立社外取締役はISSの独立性基準を満たしている必要があることから、今回の改定によって在任期間基準が導入されることに伴い、経営トップである取締役に対する反対票が増加する可能性もあります。

今回公表された改定案が正式採用された場合、2025年2月から施行予定とされていますが、上記日本向けのポリシー改定については、1年の猶予期間を設け2026年2月1日から施行予定とされています。この猶予期間は、企業が適格な候補者を確保するための期間であり、各社は、2026年の総会シーズンに備えて自社の取締役会構成を再度見直す必要があります。

<参考資料>

ISS: 「2025年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集」（2024年11月29日）

<https://www.issgovernance.com/file/policy/2024/Benchmark-Policy-Changes-For-Comment-2025-Japanese.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：EU、強制労働製品のEU域内流通と域外輸出を禁止する規則案を採択

EU理事会（閣僚理事会）は、2024年11月19日、強制労働により生産された製品のEU域内での流通、域外への輸出を禁止する規則案（「本規則案」）を採択しました。これは、2024年3月のEU理事会（閣僚理事会）と欧州議会との間の政治合意に基づくものであり、当該合意は2022年9月に欧州委員会が発表した規則案をもとにしています。本規則案は、今後、EU官報への掲載を経て施行され、施行から3年後に適用が開始されます。

本規則案は、EU域内向けのオンライン販売を含め、製品をEU域内販売又は域外輸出するあらゆる事業者を対象に、採掘、収穫、生産、製造等サプライチェーンのいずれ

Client Alert

かの段階において、部分的に又は全面的に強制労働が用いられた製品の EU 域内流通と域外輸出を禁止しています。ここで、強制労働とは、国際労働機関（ILO）の強制労働条約（29号）2条で定義される強制労働をいい、児童の強制労働も含むことが明示されています。

また、加盟国当局は、強制労働の疑いがある製品に関して調査を実施し、強制労働があると判断した場合には、事業者に対して当該製品の EU 域内流通及び域外輸出の禁止のほか、回収、廃棄を命ずることができるものとされています。このように加盟国当局が下した決定は、相互承認原則に基づき、他のすべての加盟国に適用されることとなります。

調査の実施枠組みについては、欧州委員会が発表した当初の規則案から一部修正が加えられ、EU 域内に強制労働の疑いがある場合には、当初の規則案どおり加盟国当局が調査するものの、EU 域外に強制労働の疑いがある場合には、より効果的な調査を可能にするために、加盟国当局ではなく欧州委員会が調査を主導することになりました。また、欧州委員会は、加盟国当局の調査等に用いるため、強制労働リスクに関する情報をデータベース化し、国家主導の強制労働による場合を含め、特定の地域における特定の産業を「高リスク」に指定するとしています。

このように本規則案が採択されたものの、欧州委員会によるガイダンスは、施行後 18 ヶ月以内に策定されるものとされており、本規則案の実施に向けてははまだ不透明な部分も多い現状となっています。

今後、EU において事業活動を行う事業者にとっては、本規則案を念頭に置いた強制労働リスクに関する調査が重要になりますし、本規則案の適用対象外の企業にも影響するため、本規則案の実施に向けた動きを注視して慎重かつ適切な行動を取ることが必要となります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 権藤 陽祐

☎ 03-6212-8349

✉ yohsuke.gondo@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：企業価値担保権に対する企業の意識調査

2024年6月14日に「事業性融資の推進等に関する法律」（「本法」）が公布され、2年6ヶ月以内に施行される予定です。本法は、債務者の事業全体を担保とする企業価値担保権を新設したものです。

株式会社帝国データバンクは、2024年10月25日、「企業価値担保権」に対する企業の意識調査の結果を公表しました。これによれば、企業価値担保権の認知度は3割弱に

Client Alert

とどまり、「知らない（言葉も知らない）」と回答した企業は 56.5%と過半数を占めています。そこで、本レターでは、本法の立法経緯や企業価値担保権の概要をご紹介します。本法及び企業価値担保権の詳細は、当事務所の [BANKING / STRUCTURED FINANCE BULLETIN / 企業再生・債権管理ニュースレター 2024 年 4 月号](#) もご参照ください。

(1) 立法の経緯

従来、事業者が、スタートアップや事業承継、再生等の局面にあっても、最適な方法で資金を調達するためには、その事業性に基づく借入れを含む幅広い選択肢が存在することが重要であり、金融機関が不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくする環境の整備が重要であるとの課題が認識されていました。これを受けて、本法は、法務省の法制審議会担保法制部会での議論等を経て、2024 年 3 月 15 日に国会に提出され、同年 6 月 7 日に成立しました。

本法は、企業価値担保権の創設に加えて、基本理念を掲げて（3 条）、金融庁に設置される事業性融資推進本部（242 条）が事業性融資の推進に関する基本方針を定めることを規定し（5 条）、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関を認定する「認定事業性融資推進支援機関」の制度を新たに導入しています（232 条以下）。

(2) 企業価値担保権の概要

企業価値担保権は、有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するために創設された制度であり、会社の総財産（将来の財産を含む。）を一体として目的とする担保権であり（7 条 1 項）、事業活動から生まれる将来キャッシュフローも担保の目的に含まれます。

担保権者は、事業全体の価値に対する優先性を有しますが、一定の制約に服します。例えば、企業価値担保権と重複する他の担保権の実行が禁止され（11 条）、経営者等の個人保証の履行請求等も原則禁止されます（12 条 1 項）。債務者は、企業価値担保権の設定後も、担保目的財産の使用、収益及び処分が可能です（20 条 1 項）、例外的に通常の事業活動の範囲を超える財産の使用・収益・処分には、すべての企業価値担保権者の同意が必要とされます（20 条 2 項）。

担保目的財産は、企業価値担保権の実行手続において、営業又は事業の譲渡等によって換価され（157 条）、担保権者は、その換価代金から、他の債権者に先立って配当を受ける権利を有します（7 条 2 項）。実行手続は、おおむね、①企業価値担保権者による裁判所への申立て、②開始決定と管財人の選任、③管財人による事業継続、④事業譲渡等による換価、⑤債権届出・調査・確定、⑥配当の順序で進みます（83 条以下）。但し、実行時には、債務者の企業価値を損なうことがないよう、事業継続に不可欠な費用（商取引債権・労働債権等）について優先的に弁済されます（93 条 2 項）。

Client Alert

企業価値担保権の設定には、企業価値担保権に関する信託業務を受託可能な銀行等との間で企業価値担保権信託契約を締結することが必要ですが（8条2項）、企業価値担保権を利用可能な債権者（与信者）と債務者には、債務者が会社法上の会社（株式会社等）であること以外には、特段の制限がありません。また、債務者の商業登記簿に登録されることで効力を生じ（15条）、これにより公示されることで対抗要件が具備されます（16条～17条）。

本法により、担保権の設定が不可能又は困難であった資産の担保価値を認めた融資が実現される可能性もあり、再生ファイナンスでの活用等も想定されます。また、上記のとおり、債権者（与信者）と債務者について、幅広く利用が認められた制度となっています。

当事務所では、本法の施行までの間、継続的な情報発信による周知に努めてまいります。

＜参考資料＞

株式会社帝国データバンク「レポート 企業価値担保権に対する企業の意識調査」（2024年10月25日）

https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241025_tanpo/

金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」（2024年3月）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/setsumeij.pdf>

パートナー 松井 裕介

☎ 03-6266-8701

✉ yusuke.matsui@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 南田 航太郎

☎ 03-5223-7758

✉ kotaro.minamida@mhm-global.com

9. M&A：金融庁、株式報酬としての株式発行等の決定に関するインサイダー取引規制の軽微基準案についてパブコメを公表

2024年9月27日、金融庁は、株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準（軽微基準）を、①希薄化率が1%未満と見込まれること又は②株式価額（時価）の総額が1億円未満と見込まれること、のいずれかに該当することとする改正（「本改正」）に対する[パブリックコメントの結果](#)（「本パブリックコメント」）を公表しました。

本パブリックコメントにおいては、①上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する「役務の提供の対価」として「個人」に対して付与される株式等の具体的な適用

Client Alert

範囲、②複数の種類の株式報酬が想定される場合等における希薄化率の計算方法、③1億円の算定方法等について寄せられた質問に対し金融庁の解釈が示されております。

例えば、本パブリックコメントにおいて、「上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式等を割り当てる場合」の要件について、①形式的には信託受託者又は持株会に対して株式等を割り当てる場合であっても、上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式等を割り当てる場合と実質的に同一であれば、本要件に該当することや（本パブリックコメント No.3~6）、②上場会社等の従業員に株式・新株予約権を割り当てる場合においては、当該株式・新株予約権が労働基準法 11 条の「賃金」に該当するか否かとは無関係に、上場会社等が当該株式・新株予約権の割り当てを受ける従業員から役務の提供を受けているという事実があれば足りる（本パブリックコメント No.7）とされています。

本パブリックコメントは、本改正後の軽微基準該当性を検討する際の一定の指針となることが見込まれるため、留意する必要があります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 青田 竜
☎ 03-5220-1849
✉ ryu.aota@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：株式報酬・特定投資家私募・少額募集の開示等に係る金商法施行令等改正案の公表

金融庁は、2024 年 11 月 26 日、株式報酬・少額募集の開示や特定投資家私募の情報提供等に係る金融商品取引法施行令等の改正案（「本改正案」）を公表しました。

本改正案は、2023 年 12 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するための制度整備であり、概要は以下のとおりです。

① 株式報酬に係る開示規制の見直し

株式報酬に係る臨報特例（有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出をもって募集・売出しができる特例）に関し、譲渡制限付株式（RS）の譲渡制限期間の要件について、交付日の属する事業年度経過後 3 ヶ月までの期間から、当該事業年度に係る有価証券報告書（交付日が事業年度開始後 6 ヶ月以内である場合は、当該事業年度に係る半

Client Alert

期報告書)が提出されるまでの期間とされ、従来の要件よりも期間が短縮され得ることとなります。

また、かかる臨報特例が適用される募集・売出しの相手方の範囲につき、従来の発行会社の完全子会社・完全孫会社に限らず、それ以外の子会社の役員・従業員まで拡大されています。さらに、事後交付型株式(RSU)に係る募集・売出しについても当該臨報特例が適用されることが明確化されています。

② インターネットを利用した特定投資家私募における情報提供の範囲の拡大

特定投資家私募に際して、有価証券の取得者を特定投資家に限定するための合理的措置(特定投資家以外の者は取得・買付けができない旨の表示や申込みを受け付けるための仕組みの整備)が講じられていることを前提に、特定投資家以外の者に対してインターネット等による情報提供ができるとされています。

③ 少額募集の有価証券届出書における開示内容の簡素化

少額募集の有価証券届出書である開示府令第二号の五様式において、記載すべき財務諸表について、最近2事業年度から最近事業年度の単体財務諸表のみとされ、監査対象期は直近の1期分で足りるとされています。

さらに、サステナビリティ情報の記載が任意化され、また、事業の内容、株式等の状況、コーポレート・ガバナンスの概要その他の記載項目について会社法上の事業報告と同程度の記載で足りるとされています。

本改正案については、2024年12月26日までパブリックコメントが募集されており、その後所要の手続を経て公布、施行の予定とされていることから、今後の動向にも注視が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

アソシエイト 橋川 文哉
☎ 03-6266-8559
✉ fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務: 2024年3月31日以前に契約締結した税制適格SOについて、 令和6年度税制改正SO税制のメリット受けるためには2024 年12月31日までに契約変更が必要

令和6年度税制改正においては、税制適格ストックオプションに関して、①発行会社自身による株式管理を行うスキームが創設され、また、②年間の権利行使価額の限度額が引上げられました。

これらのうち①の改正は、従前、ストックオプションの行使により取得した株式について、発行会社は証券会社等と契約し保管の委託等をする必要があったものが、発行会社において当該株式（譲渡制限付株式に限る。）を管理することが可能となったものです。また、②の改正は、従前、年間の権利行使限度額が1,200万円とされていたものが、設立5年未満の株式会社が付与するストックオプションについては2,400万円まで、設立5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場又は上場後5年未満の上場企業が付与するストックオプションについては3,600万円まで、それぞれ引き上げられたというものです。

そして、これらの税制改正によって加わった税制適格ストックオプションのメリットについては経過措置が設けられており、2024年3月31日までに契約が締結された税制適格ストックオプションについても、2024年12月31日までに契約を税制改正を反映した契約内容に変更することにより、当該メリットを享受することができることとされております。

このストックオプション税制の経過措置は、2024年11月13日に公表された改訂版の「ストックオプションに対する課税（Q&A）」においても紹介されていますのでご参照ください。

<参考資料>

国税庁 HP : スtockオプションに対する課税（Q&A）（情報）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/241130/index.htm>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 中村 太智

☎ 03-5293-4925

✉ taichi.nakamura@mhm-global.com

Client Alert

12. 国際訴訟・仲裁：債権者による倒産手続開始申立と仲裁条項の関係に関する近時の英国裁判例

海外取引先に対する債権回収の手段は、債権の内容、担保等による保全の状況、取引先の所在国や資産状況等に応じて様々ですが、多くの国において、当該取引先の破産手続や清算手続を債権者として申し立てることやそれを相手方に示唆することは、有効な債権回収手段になり得ます。

一方、今日の国際的取引に係る契約書の多くでは、債権回収を含む関連する一切の紛争は仲裁手続によること等を定める、いわゆる仲裁条項が規定されることが一般的になっています。仲裁条項が存在する場合、原則として、仲裁条項の対象となる紛争は仲裁手続で審理され、裁判所に関連する訴訟提起等を行うことができなくなります。

そこで、仲裁条項を含む契約に基づく債権の存否又は内容に争いがある場合、債権者として、（裁判所の手続である）清算手続や破産手続の開始を申し立てることができるかが問題となります。

この点に関して、従前、英国の上訴裁判所は、債務者が当該債権の存否又は内容を争っている以上、極めて例外的な場合を除き、まずは仲裁手続において当該紛争が解決されるべきであり、清算手続等の開始申立ては却下され又は審理が停止されるとしていました¹⁸。この考え方は、債務者がどのような理由・根拠で債権の存否又は内容を争っているかを原則として考慮することなく、清算手続等の開始申立てよりも仲裁条項の適用を優先する点で、仲裁合意の存在による清算手続等の開始申立ての制限を広範に認めるアプローチといえます。

近時、英国の裁判所は、Sian Participation Corp の債権者による清算手続開始申立て事件において、以上のアプローチを覆しました¹⁹。すなわち、同事件における裁判所は、仲裁合意の存在を理由として清算手続等の開始申立てが却下され又は審理が停止されるのは、債務者が実質的な根拠に基づいて誠実に債権の存否又は内容について争っている場合に限られるとしました。この考え方によった場合、例えば、債務者が支払時期の後ろ倒しのためだけにいわば戦術的に仲裁手続の審理への移行を求めている場合には、清算手続等の開始申立てには影響を与えないこととなります。

Sian Participation Corp で採用された考え方は、既にシンガポール等の裁判所では採用されているところです。今後、コモンロー圏の裁判所で同様の考え方がより一般的になっていく可能性があり、海外企業に対する債権回収への影響があるため、引き続き、注視が必要です。

¹⁸ Salford Estates (No 2) Ltd v Altomart Ltd (No 2) [2014] EWCA Civ 1575 at [39]

¹⁹ Sian Participation Corp (in Liq.) v Halimedia International Ltd (Virgin Islands) [2024] UKPC 16 at [100]

Client Alert

パートナー 川端 遼
☎ 03-6266-8945
✉ ryo.kawabata@mhm-global.com

13. 国際通商／経済安全保障：CFIUS の執行権限・民事罰等を定めた規則の最終化（米国）

2024年11月18日、米国財務省（US Department of the Treasury）は、2018年の外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）の施行以来初となる、対米外国投資委員会（CFIUS）による執行権限・誓約の遵守状況のモニタリング等に係る規則案の最終版（「本改正案」）を公表しました。

本年4月に発表された改正規則案から大きく異なるところはないものの、パブリック・コメントを踏まえて若干の修正が行われました。本改正案は、官報（Federal Register）での公表（2024年11月26日）から30日後に発効します。

本改正案の主な内容は、以下のとおりです。

- ① リスク軽減措置に対する回答期間の短期化
CFIUSは、取引当事者に対して提案したリスク軽減措置に対する当事者の回答期間を3営業日以内に要請することが可能となります。
- ② CFIUSによる調査権限の拡大・第三者からの情報提供依頼
CFIUSが要求することのできる情報のカテゴリーを拡大するとともに、一定の場合に取引当事者に対する情報提供の依頼や第三者に対してサピーナ（召喚令状）の発出を通じた情報提供依頼を行うことも可能となりました。
- ③ 法令違反等への民事罰としての罰金額の増加
本改正により、法令違反等に対する民事罰として科すことが可能な罰金の上限を大幅に引き上げ、「25万米ドル又は取引金額のいずれか多い方」から「5百万米ドル又は取引金額のいずれか多い方」に引き上げられることとなりました。

本改正は、届出対象となる取引の範囲を拡大するものではないものの、米国に対する投資を検討している企業におけるCFIUSの検討において影響を与えるものと思われます。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347（東京）
+1-646-255-1156（ニューヨーク）
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 筑井 翔太
☎ 03-6212-8394
✉ shota.tsukui@mhm-global.com

Client Alert

14. 米国：懸念国に対する大規模なセンシティブな個人データ等の移転を規制する規則案の公表

米国司法省は2024年10月21日、米国の大規模なセンシティブな個人データや政府関連データの懸念国への移転を規制する規則案を発表しました。この規則案は、国家安全保障上の懸念のある国として、中国、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、ベネズエラの6か国を指定しており、これらの国との間で、生体認証データ、遺伝子情報、健康データ、正確な位置情報、金融データ、その他の一定の識別情報等の「センシティブな個人データ」や、政府施設や職員に関する「政府関連データ」の移転を禁止又は制限することを目的としています。この規則案は、2024年2月に発令された大統領令14117号に基づいており、司法省は、国家安全保障に重大な脅威をもたらすとして、懸念国による米国のデータの取得や悪用を防止するための措置を講じることが当該大統領令によって命じられていました。

規則案は、米国人と「対象者」との間で行われる「対象データ取引」に適用されます。規則案は、「対象者」を、以下のいずれかのカテゴリーに該当する個人又は事業体、又は司法長官が対象者として指定した者と定義しています。規則案によれば、以下の条件に該当する外国の事業体が対象者とみなされます：①懸念国によって直接又は間接的に50%以上所有されている場合、②懸念国の法律に基づいて組織又は認可されている場合、又は③主たる事業所が懸念国にある場合。さらに、対象者が、直接又は間接的に50%以上所有している外国の事業体も対象者に含まれることになります。対象者となる事業体の従業員等である外国人も対象者となります。また、主に懸念国の地理的法領域に居住している外国人も対象者となります。

規則案は、「対象データ取引」と呼ばれる取引に適用されます。規則案は、「対象データ取引」として、政府関連データ又は大量のセンシティブな個人データへのアクセスを含む取引であり、以下のいずれかの取引の該当するものとしています：①データ仲介取引、②ベンダー契約、③雇用契約、また④投資契約。「アクセス」とは、対象データを取得、閲覧、複製、編集、開示、変更等すること等幅広い行為が該当します。

規則案は、取引の種類に応じて「禁止取引」と「制限取引」に分けています。例えば、米国人が、懸念国や対象者との間で、故意に（knowingly）、データ仲介取引や大量の人間の遺伝子データの取引等を行うことは「禁止取引」に該当し、原則禁止となります。禁止取引に該当しない、米国人による対象者又は懸念国とのその他すべての対象データ取引は、制限取引に該当します。制限取引は、サイバーセキュリティプログラム、報告、記録保持等の様々な要件を満たす限りにおいて、行うことが認められます。

規則案は、直接的には、米国人に対してのみ義務を課すものですが、対象者や懸念国と大規模なセンシティブな個人データや政府関連データを取引する外国企業に対しても実務上影響が生じる可能性があります。例えば、米国のデータ仲介事業者は、外国人とのデータ仲介取引において、データを対象者に再販することを禁止するような契約上の義務を課す必要があります。したがって、米国人でない外国企業であっても、適用対象となる米国企業との関係で、契約上の義務を課されたり一定の影響が及ぶ可能性があ

Client Alert

ります。当該規則案については2024年11月29日までパブリックコメントに付されて
いました。今後、当該パブリックコメントを踏まえて司法省が公表する予定である最終
規則がどのようなものとなるか注視し、大量のセンシティブな個人データや政府関連情
報を扱う可能性がある企業においては、自社のビジネスにおける影響を検討する必要が
あります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 輪千 浩平

☎ 03-6266-8750/+1-646-255-1163

✉ kohei.wachi@mhm-global.com

15. 中国・アジア（中国）：ネットワークデータ安全管理条例

国務院は、2024年9月24日、「ネットワークデータ安全管理条例」（「本条例」）を公
布しました。本条例は、2025年1月1日に施行されます。

本条例は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」（いわ
ゆるデータ三法）に基づく行政法規（条例）であり、個人情報や重要データを含むあら
ゆるネットワークデータの取扱いと監督管理に関してデータ三法における原則的な規定
の詳細化を図るものとなっています。

具体的には、ネットワークデータ取扱者全般に適用されるルールについて、既にデー
タ三法において規定されている法令上の義務を参照しつつ、さらに安全リスク発生時の
報告期限、個人情報等の取扱いを委託する際の取扱状況記録の保存期間等を規定しま
した。また、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に規定されるルールに加えて、
個人情報取扱規則の告知について、目的、方式、種類並びにデータ受領者の情報をリス
トの形式で明記すること、個人情報の保存期間を確定することが難しい場合は、その代
わりに保存期間の確定方法を明確にすること、個人情報の移転請求の際の条件等を規
定しました。さらに、本条例は、ネットワークデータ取扱者が1,000万人以上の個人情
報を取り扱う場合に、本条例の重要データを取り扱うネットワークデータ取扱者の義務
を遵守しなければならないと規定しました。

本条例により、個人情報やデータに関する実務上の取扱いが大きく変わるものではな
いと考えられるが、義務や必要とされる手続が詳細化されたり、上記のとおり一定の個
人情報の量を超える場合には、重要データに該当するものとして重要データに関する規

Client Alert

制が適用されることになる等の内容が含まれており、今後の実務で参照されることが多くなるものと思われます。

パートナー 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402 (大阪)
✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

パートナー 森 規光
☎ +86-10-6590-9292 (北京)
✉ norimitsu.mori@mhm-global.com

外国弁護士 崔 俊
☎ 03-6212-8368
✉ jun.cui@mhm-global.com

16. 新興国（ブラジル）：ブラジル連邦最高裁判所の X 社に対するサービス停止措置等

2024年8月30日から同年10月8日までの間、ブラジル連邦最高裁判所（「STF」）が X 社（旧 Twitter 社）に対し、同社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスである「X」のサービス停止措置（「本措置」）を講じたことが大きな話題となりました。本措置の直接の原因は、STF の X 社に対する現地の法定代理人の選任命令及び罰金の支払命令を X 社が拒否したことにあり、事案の経緯は以下のとおりです。

2024年4月頃、X 社の CTO であるイーロン・マスク氏（「マスク氏」）が「Twitter Files Brazil」というブラジルにおける Twitter 社の内部文書の公表を開始しました。STF の判事であるアレクサンドル・デ・モラエス氏（「モラエス氏」）が X 社に対して発した法的な要請をすべて公開するとマスク氏が宣言したことに対し、モラエス氏は、かかる宣言が STF 及びブラジルの選挙裁判所に対する「偽情報のキャンペーン」の開始、不服従の扇動、及び司法妨害に当たるとして、マスク氏を批判したことが今回の対立の発端となりました。

マスク氏による自身の X アカウントにおけるモラエス氏に対する非難と STF による罰金命令が続く中、2024年8月24日、STF は、X 社に科された罰金の支払いを担保するために、マスク氏が株主である Starlink 社の銀行口座の凍結を命じ、同月30日には、本措置を講じました。また、結果的に取り下げたものの、ブラジル国内から VPN を介して「X」を利用したエンドユーザーに対しても罰金を科するという措置を講じる強硬な姿勢を示しました。これに対し、X 社は、Cloudflare という別のサーバーを用いて、ブラジル国内におけるエンドユーザーが「X」を利用できるよう対抗策を打ち出しましたが、当該対抗策もまた STF による罰金の支払命令の対象となりました。もっとも、10月1日、X 社が総額 28,600,000 ブラジルリアル（約 7,555 万円）の罰金を支払うことを認め、同月8日、本措置は解除されました。

Client Alert

一連の措置においては、STF が、X 社に科せられた罰金の支払いを担保するにあたって、X 社銀行口座の凍結に加えて別法人格である Starlink 社の銀行口座を凍結したことについての法的懸念や、STF が VPN を介して「X」を利用するエンドユーザーに対しても罰金を科す措置を一時講じた点に関し、司法による表現の自由に対する過度な規制が否かといった点が指摘されました。

本件は、あくまで個別ケースであり必ずしも一般化できるものではありませんが、ブラジルにおける STF の強力な司法権限を示す一例であるということが出来ます。特に、X 社に関する問題が Starlink 社へ影響したことは、複合企業グループ内の 1 社がブラジル国内で法的問題に直面した場合に、グループ全体が影響を受ける可能性も示唆しており、加えて、ブラジルにおけるインターネット及び通信に関する規制について、迅速かつ大胆な措置を講じる可能性があることを示す一例でもあり、今後のブラジルでの事業活動において留意すべき点を示唆しているということが出来ます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 松本 光資

☎ 03-6266-8923

✉ koshi.matsumoto@mhm-global.com

アソシエイト 齊藤 理木

☎ 03-5220-1925

✉ rick.saito@mhm-global.com

アソシエイト 若尾 和哉

☎ 03-5220-1973

✉ kazuya.wakao@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『NikkeiBP Executive Women カンファレンス』
開催日時 2024年12月7日(土) 10:00~18:30
講師 太子堂 厚子
主催 日経 xwoman、日経 BP 総合研究所

- セミナー 『事業者が知っておくべき「事業性融資推進法」と「企業価値担保権」のポイント~立案担当者による新たな法律・担保制度の解説~』
開催日時 2024年12月10日(火) 12:30~14:30
講師 飯島 隆博、高倉 佑介
主催 Business & Law 合同会社

- セミナー 『長期脱炭素電源オークションとプロジェクトファイナンス~蓄電池、水素・アンモニア混焼、LNG 専焼案件の資金調達~』
開催日時 2024年12月11日(水) 9:30~11:30
講師 野間 裕亘
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『グリーンウォッシングを巡る近時の動向と対応 ~カーボン・クレジットを巡る問題も念頭に~』
開催日時 2024年12月13日(金) 10:00~12:00
講師 鮫島 裕貴
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第5491回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務~リスク分担・関連契約の重要ポイント~』
開催日時 2024年12月13日(火) 13:30~16:30
講師 林 裕人
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『ケーススタディ&グループディスカッションで学ぶ 海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント~地政学リスク・人権等も含め、変動する世界に対応するために~【会場開催(有料)】』
開催日時 2024年12月13日(金) 15:00~17:30
講師 梅津 英明
主催 株式会社商事法務

Client Alert

- セミナー 『メタバース空間での法的課題』
開催日時 2024年12月16日(月) 19:00~20:30
講師 増田 雅史
主催 次世代労働政策勉強会

- セミナー 『水素・アンモニアを巡る支援制度及び法規制の最新動向～水素社会推進法その他関連法令を踏まえて～』
開催日時 2024年12月17日(火) 13:30~16:30
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『Animoca Brands Japan が描く Web3 の世界 日本の IP コンテンツで日本と世界を繋ぐ』
開催日時 2024年12月17日(火) 18:00~20:30
講師 増田 雅史
主催 渋谷 Web3 大学

- セミナー 『「不動産 M&A」の手法と実務上の法的留意点』
開催日時 2024年12月18日(水) 13:00~17:00
講師 白井 俊太郎
主催 総合ユニコム株式会社

- セミナー 『法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」ポイント解説〔紛争編〕～紛争事例で考える契約条項～』
開催日時 2024年12月18日(水) 13:30~17:00
講師 上村 哲史、藤田 知也、片桐 大
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『実務の最先端に学ぶハラスメント対応の勘所～令和の時代に企業はどのようにハラスメントに向き合うべきか～』
開催日時 2024年12月19日(木) 10:00~11:30
講師 奥田 亮輔
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『個人情報保護法改正に向けた検討状況とプライバシーを巡る諸状況 (NCA Annual Conference 2024)』
開催日時 2024年12月19日(木) 14:40~15:20
講師 蔦 大輔

Client Alert

- 主催 一般社団法人日本シーサート協議会
- セミナー 『コスト高の転嫁促進をめぐる法運用と企業の対応の温度感』
開催日時 2024年12月19日(木) 15:00~17:00
講師 高宮 雄介
主催 一般社団法人経団連事業サービス
- セミナー 『医療機器プログラムにおける該当性判断のポイントと事業化への留意点』
開催日時 2024年12月20日(金) 13:00~16:00
講師 徳田 安崇
主催 株式会社 R&D 支援センター
- セミナー 『ケーススタディ 役職員不正対応の勘所~実効的な調査手法から民事刑事・役職員処分まで~』
開催日時 2024年12月20日(金) 14:00~17:00
講師 今泉 憲人
主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『重要情報の漏えいと情報管理の対策~営業秘密・個人情報漏えい時の対応と、情報の漏えいを未然に防止するための対策を解説~』
開催日時 2025年1月8日(水) 14:00~17:00
講師 佐々木 奏
主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『第5501回金融ファクシミリ新聞社セミナー「M&A 契約の主要条項と交渉のポイント」』
開催日時 2025年1月9日(木) 13:30~15:30
講師 中野 玲也
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

➤ 本

『国際建設契約の法務—FIDICを題材として』（2024年9月刊）



出版社

株式会社商事法務

著者

関戸 麦、高橋 茜莉（共著）

➤ 本

『ゲノム法』（2024年10月刊）



出版社

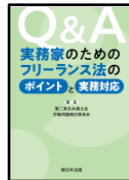
株式会社商事法務

著者

吉田 和央

➤ 本

『Q&A 実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応』（2024年10月刊）



出版社

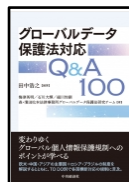
新日本法規出版株式会社

著者

森田 茉莉子（共編著）、上田 雅大 南藤 佳奈 位田 陽平（共著）

➤ 本

『グローバルデータ保護法対応 Q&A100』（2024年10月刊）



出版社

株式会社中央経済社

著者

田中 浩之（編著）、梅津 英明、竹内 哲、園田 観希央、石川 大輝、森 規光、鈴木 幹太、西尾 賢司、細川 怜嗣、石田 渉、北山 昇、嶋村 直登、御代田 有恒、呂 佳叡、千原 剛、輪千 浩平、井上 ゆりか、大川 信太郎、毛阪 大佑、二神 拓也、松本 亮孝、岩佐 勇希、大林 尚人、佐藤 凌太、澤 和樹、塩崎 耕平、城戸 賢仁、市川 雄一、蘇 春維、紀 鈞涵（共著）

Client Alert

- 本 『新 NFT の教科書 web3 時代のビジネスモデルと法律・会計・税務』
(2024 年 11 月刊)



出版社 株式会社朝日新聞出版
著者 増田 雅史 (編著)、門田 航希 (著)

- 本 『事例でわかるインサイダー取引 [第 2 版]』
(2024 年 11 月刊)



出版社 株式会社商事法務
著者 戸嶋 浩二、久保田 修平、宮田 俊 (編著)、清水池 徹、芳川 雄磨、
須賀 裕哉、西條 景、江角 航介、古橋 悠 (共著)

- 論文 「座談会 不正調査実務の現状と課題 (下・1、下・2) 不正調査と利益相反」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2369、No.2370
著者 山内 洋嗣 (共著)

- 論文 「「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ報告書」の概要」

掲載誌 NBL No.1274
著者 飯野 悠介 (共著)

- 論文 「「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ報告書」の概要」

掲載誌 NBL No.1274
著者 飯野 悠介 (共著)

- 論文 「「ビジネスと人権」 実務から理解する取組のエッセンス 第 1 回 ミズノ株式会社」

掲載誌 NBL No.1276
著者 塚田 智宏

Client Alert

- 論文 「実務問答個人情報保護法（第13回）要配慮個人情報」
掲載誌 NBL No.1276
著者 松本 亮孝

- 論文 「こどもの個人情報の取扱いをめぐる論点」
掲載誌 NBL No.1276
著者 田中 浩之（共著）

- 論文 「AI 事業者ガイドライン（第1.0版）[初版]」
掲載誌 別冊 NBL No.190
著者 岡田 淳

- 論文 「グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール）が外国籍ファンド
投資に与える影響（上）（下）」
掲載誌 金融法務事情 No.2243、2244
著者 坂東 慶一

- 論文 「フィリピン個人情報保護法に関する動向と日本企業への影響」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.11
著者 井上 淳

- 論文 「〈特集2 非公開化取引における実務上の留意点〉非公開化取引の
概況」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.12
著者 内田 修平

- 論文 「非公開化取引における公正性担保措置・対抗提案」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.12
著者 越智 晋平

- 論文 「非公開化と株主アクティビズム」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.12
著者 金村 公樹

- 論文 「EU 排出量取引制度（EU ETS）—日本の制度設計に対する示唆」
掲載誌 ジュリスト No.1602
著者 武川 丈士

Client Alert

- 論文 「知財判例速報 AIの発明者該当性—ダバス事件（東京地判令和6・5・16）」
掲載誌 ジュリスト No.1602
著者 田中 浩之
- 論文 「2024年6月定時株主総会を振り返って」
掲載誌 月刊監査役 No.767
著者 若林 功晃
- 論文 「マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策の現在」
掲載誌 月刊監査役 No.768
著者 白根 央
- 論文 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.11
著者 北山 昇
- 論文 「特別利害関係人の解釈、実効性評価の見直し「ミニ株主総会化」する取締役会への実務対応」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1723
著者 澤口 実、香川 絢奈（共著）
- 論文 「議決権を希薄化せず資本充実を図る 社債型種類株式の実務ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1724
著者 五島 隆文、山口 大貴、松本 華子（共著）
- 論文 「「対話で理解する」「学びを実務へ」情報管理のエッセンス（2）営業秘密とはどのようなものか①、（3）営業秘密侵害罪と派生する罪」
掲載誌 会社法務 A2Z No.209、No.210
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「金融包摂と利用者利便を底上げ 「業態横断的な金融法制」に転換」
掲載誌 月刊金融ジャーナル No.828
著者 増島 雅和

Client Alert

- 論文 「〈金融商事の目〉「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行に向けた企業側の留意点や準備事項」
掲載誌 金融・商事判例 No.1699
著者 森田 茉莉子

- 論文 「株主提案・アクティビスト対応の現在地」
掲載誌 東証代だより No.234
著者 太子堂 厚子、松下 憲（共著）

- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務」
第 12 回 表明保証条項
第 13 回 事業承継型 M&A 契約における補償条項
第 14 回 経営委任契約のポイント
第 15 回 事業再生局面における M&A と経営者保証の解除
第 16 回・了 事業承継型 M&A と税務専門家の役割
掲載誌 国税速報 第 6817 号、第 6818 号、第 6819 号、第 6820 号、第 6821 号
著者 第 12 回：小山 浩、高橋 悠、河野 隆太郎（共著）
第 13 回：小山 浩、高橋 悠、中村 太智（共著）
第 14 回：小山 浩、高橋 悠、原田 昂（共著）
第 15 回：小山 浩、高橋 悠、原田 昂（共著）
第 16 回：小山 浩

- 論文 「米国反ボイコット法の基礎—現在の中東情勢を踏まえたイスラエル・イスラム圏ビジネスにおける留意点—」
掲載誌 CISTEC ジャーナル 2024 年 9 月号
著者 大川 信太郎

- 論文 「AI 生成物における著作権者—日本国内における議論の現状と裁判例に照らした整理—」
掲載誌 SOFTIC Law Review Vol.1 No.2
著者 増田 雅史、松井 佑樹（共著）

- 論文 「オーストラリア不動産投資の実務・留意」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.81
著者 蓮本 哲、田中 洋比古、岡成 明希子（共著）

Client Alert

- 論文 「〈信託のひろば〉事業性融資の推進等に関する法律について—企業価値担保権に係る信託に関する規律を中心に」
掲載誌 信託フォーラム Vol.22
著者 飯島 隆博
- 論文 「同族企業オーナーでよくある不動産トラブル」
掲載誌 地主と家主 Vol.170
著者 大石 篤史
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Equity 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Private Equity 2024
著者 東 陽介、鈴木 信彦、笠間 周子（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Renewable Energy 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Renewable Energy 2024
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮、白川 佳（共著）
- 論文 「Q&A: due diligence for tech M&A in Indonesia」
掲載誌 Lexology
著者 アバディ・ティスナディサストラ、ヌル・プラヨガ・モコギンタ（共著）
- 論文 「Lexology In-Depth: Mergers & Acquisitions Litigation Edition 5 – Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Mergers & Acquisitions Litigation Edition 5
著者 近澤 諒、朽網 友章（共著）
- 論文 「Lexology Panoramic: Private M&A 2025 - Japan Chapter」
掲載誌 Lexology Panoramic: Private M&A 2025
著者 廣田 雅亮、福田 剛（共著）
- 論文 「Lexology Panoramic: Drone Regulation 2025 - Japan Chapter」
掲載誌 Lexology Panoramic: Drone Regulation 2025
著者 林 浩美

Client Alert

- 論文 「Upcoming Amendments to Pharmaceutical Law and Regulation」
- 掲載誌 LIR Japan 5th Edition (2024)
- 著者 中野 進一郎

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The Legal 500 Green Guide: Asia Pacific 2025 にて高い評価を得ました
Legalease が発行する The Legal 500 Green Guide: Asia Pacific 2025 において、当事務所および当事務所のバンコクオフィスは、気候変動、ガバナンス及びサステナビリティに関わる問題に助言する法律事務所として選出され、高い評価を得ました。
さらに、当事務所の田井中 克之 弁護士、当事務所のバンコクオフィスよりジョセフ・ティスティウォン 弁護士 及びジェッサダー・サワッディボン 弁護士が当ガイドにて Green Ambassador として高い評価を得ております。
- 「PRIDE 指標 2024」にて「ゴールド」を受賞

2024 年 11 月 14 日、一般社団法人 work with Pride(1)が策定する、職場における LGBTQ+などのセクシュアル・マイノリティ（以下、LGBTQ+）への取組みの評価指標「PRIDE 指標 2024」(2)において、「ゴールド」を受賞いたしました。

Diversity & Inclusion Policy に掲げた世界を実現するため、毎年 6 月に開催している MHM Pride に加え、所内制度・手続の整備・周知や、研修・所内コミュニティを通じた啓蒙・意見交換等、日頃より推進してきた LGBTQ+に関する取組みが評価され、この度の「ゴールド」受賞に至りました。

(1) 一般社団法人 work with Pride は、企業などの団体において、LGBTQ+、すなわちレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーなどの性的マイノリティに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する団体です。

(2) PRIDE 指標は「企業・団体等の枠組みを超えて LGBTQ+が働きやすい職場づくりを日本で実現する」ために、Policy（行動宣言）、Representation（当事者コミュニティ）、Inspiration（啓発活動）、Development（人事制度・プログラム）、Engagement/Empowerment（社会貢献・渉外活動）の 5 指標で構成されています。

当事務所は、引き続き、LGBTQ+を含む多様なメンバー誰もが自分らしく活躍できるインクルーシブな社会の早期実現を目指して、様々な活動を続けて参ります。

Client Alert

- 三好 豊 弁護士と岡田 淳 弁護士が IAM Global Leaders 2025 に選出されました
当事務所の三好 豊 弁護士と岡田 淳 弁護士が IAM Global Leaders 2025 に選出されました。

IAM Global Leaders には、特許や特許訴訟に関する専門知識と豊富な経験を有しており、IAM Patent 1000 において Gold Tier にランクされた弁護士の中から、総合的に高評価を得た者が選出されます。

- 長谷川 充弘 弁護士が秋の叙勲で「瑞宝重光章」を受章しました
令和 6 年秋の叙勲が 11 月 5 日に発表され、長谷川 充弘 弁護士が瑞宝重光章を受章いたしました。
- 南谷 健太 弁護士が公立大学法人横浜市立大学医学部公衆衛生学講座の客員講師に就任しました

- 当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください
当事務所を騙り、ファンドの損失を補填するとの連絡をしてくる事例、著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなメールやウェブサイトに一切関係がございません。メールやウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNS のメッセージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるをご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9 時 00 分~17 時 00 分)

E-mail: mhm_info@mhm-global.com